

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

### ページ

- |   |     |
|---|-----|
| ○ 産業技術保存継承センター内の物品売払代金の収納事務の委託【産業<br>経済局新産業振興部高度人材育成課】    | 955 |
| ○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】                               | 956 |
| ○ 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】                            | 958 |
| ○ 生涯学習センター及び婦人会館における使用料の徴収事務の委託【教<br>育委員会生涯学習総合センター管理運営課】 | 959 |

北九州市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、産業技術保存継承センター内の物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成25年4月15日

北九州市長 北橋健治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町1番35号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第141号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月15日

北九州市長 北橋健治

2 外郭施設の護岸の表の門司の項中

新門司北1号護岸	門司区新門司北一丁目	131.30
今津1号護岸	門司区大字今津	40.00

を

新門司北1号護岸	門司区新門司北一丁目	131.30
新門司北津村島護岸	門司区新門司北三丁目	220.15
今津1号護岸	門司区大字今津	40.00

に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の項中

新門司北8号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目	7,641.00	1級
今津荷さばき地	門司区大字今津	732.46	1級

を

新門司北8号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目	7,641.00	1級
新門司北9号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目	10,427.00	1級
今津荷さばき地	門司区大字今津	732.46	1級

に

改める。

北九州市告示第142号

港湾施設の等級の指定（平成9年北九州市告示第134号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月15日

北九州市長 北橋健治

荷さばき地の一般ふ頭の1級地の項中

新門司北8号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目	
太刀浦2号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	

を

新門司北8号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目	
新門司北9号岸壁荷さばき地	門司区新門司北三丁目	
太刀浦2号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸	

に

改める。

北九州市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、生涯学習センター及び婦人会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町4番6号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体グループA2K代表企業朝日建物管理株式会社	北九州市小倉北区大門二丁目1番8号	